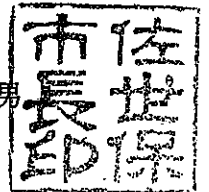


平成30年10月30日

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター
及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会

委員長 太田 博道 様

佐世保市長 朝長 則 男



地方独立行政法人佐世保市総合医療センターの第1期中期目標の
期間の終了時の検討に係る意見について

標記の件について、地方独立行政法人法第30条第2項の規定により、意見を求めます。

以上

医療政策課

地方独立行政法人法（抜粋）

第30条 設立団体の長は、第28条第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

平成30年10月30日

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター
及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会

委員長 太田 博道 様

佐世保市長 朝長 則男



地方独立行政法人佐世保市総合医療センターの第2期中期目標の策定に係る意見について

標記の件について、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、意見を求めます。

以上

医療政策課

地方独立行政法人法（抜粋）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも同様とする。

2. (略)

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。